

技術研究組合制御システムセキュリティセンター
特別賛助会員に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、技術研究組合制御システムセキュリティセンター（以下「組合」という。）の特別賛助会員のあり方を明確にするものである。

(定義)

第2条 本規程において、「特別賛助会員」とは、被災三県の岩手県、宮城県、福島県のいずれかに本社を置く中小企業および自治体を対象とする。

なお、中小企業とは、従業員数と資本金または出資金に関して以下の条件を満たす企業を対象とする。

- ・ 製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下
- ・ 卸売業：100人以下又は1億円以下
- ・ 小売業：50人以下又は5,000万円以下
- ・ サービス業：100人以下又は5,000万円以下

(適用範囲)

第3条 この規程は、特別賛助会員に適用する。

第2章 特別賛助会員の加入

(申請の方法)

第4条 特別賛助会員加入を希望する組織は、組合が示す方法によって申請しなければならない。この際に、加入の目的を明示し、1つ以上の組合員の推薦を得ること。

(加入の決定)

第5条 組合は、特別賛助会員加入の希望を受領した場合、理事会にて加入の是非を判断する。

第3章 特別賛助会員の会費

(会費)

第6条 特別賛助会員の年度会費は、加入の時期に係らず無料とする。

第4章 特別賛助会員の脱退および除名

(脱退の方法)

第7条 特別賛助会員脱退を希望する組織は、組合が示す方法によって申請しなければならない。この際に、脱退の目的を明示すること。

(脱退の決定)

第8条 組合は、特別賛助会員の脱退希望を受領した場合、原則として脱退を認める。

(除名)

第9条 特別賛助会員が公序良俗に反する行為をした場合、組合は当該特別賛助会員を除名できる。

第5章 特別賛助会員の権利

(電子的な情報提供)

第10条 特別賛助会員は、特別賛助会員向けウェブサイトまたはメールマガジン等により組合より情報提供を受けることができる。

(活動報告会への参加)

第11条 特別賛助会員は、組合の活動成果報告会に参加することができる。

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。